

速報

# 令和7年度補正予算

## 2025.11.28

# 閣議決定しました

制度の詳細は本日時点では公表されておりません。

- 報道発表 (国交省HP) <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku.house.tk4.000310.html>  
(環境省HP) <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/building.insulation/window.00004.html>

住宅の省エネ化の支援強化に関する予算案を閣議決定～環境省・経済産業省・国土交通省が連携して取り組みます～

### 【11/28 公表内容のポイント】

- 国土交通省、経済産業省及び環境省の3省連携によるワンストップで利用可能な支援制度が継続。
- 先進的窓リノベ2026事業、みらいエコ住宅2026事業：3省連携で継続
- 補正予算の対象 ※既に事業者登録をされている場合

【給湯省エネ/賃貸集合省エネ】補正予算案閣議決定日以降(令和7年11月28日以降)に対象工事に着手したもの

【先進的窓リノベ/みらいエコ住宅】補正予算案閣議決定日以降(令和7年11月28日以降)にリフォーム工事に着手したもの

## 住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築・リフォーム)

令和7年度補正予算案			
・先進的窓リノベ2026事業 (環境省)	570億円	・給湯省エネ2026事業 (経済産業省)	35億円
・賃貸集合省エネ2026事業 (経済産業省)	35億円	・みらいエコ住宅2026事業 (国土交通省・環境省)	2,050億円

### 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化することが必要。

国土交通省、経済産業省及び環境省は、3省の連携により、「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」、「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせて利用すること(併用)を可能とする。

### 対象

#### みらいエコ住宅2026事業

対象世帯	対象住宅	補助額 ( )は1~4地域
すべての世帯	GX志向型住宅	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯等※	長期優良住宅 ZEH水準住宅	最大95万円/戸 (100万円/戸) 最大55万円/戸 (60万円/戸)

※「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
DR※1に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※2	DRに活用可能な家庭用等 蓄電システムの導入を支援	3/10

※1ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。  
※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

### 対象

#### 工事内容

①省エネ 改修	1) 高断熱窓の設置※1,4 先進的窓リノベ2026事業		補助対象	補助額
	2) 給湯器 ※2,4	高効率給湯器の設置 給湯省エネ2026事業		
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2026事業	エコジョーズ/エコフィール*	*従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し: 5万円/台または8万円/台 追焚機能有り: 7万円/台または10万円/台 ※ドレン工事内容によって補助額を決定
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4 みらいエコ住宅2026事業	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※7		
②その他のリフォーム工事※3,4 (① 3)の工事を行った場合に限る)	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等			

対象住宅	改修工事	補助上限額
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限: 100万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修	上限: 50万円/戸
平成28年基準相当に達する改修	平成28年基準相当に達する改修	上限: 80万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修	上限: 40万円/戸

#### 蓄電池を設置する場合の補助事業

・以下の補助事業を組み合わせて利用可能(併用可)。

補助概要	補助率
DR※1に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※2	3/10

※1ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。  
※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

※1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)による支援(令和7年度補正予算案)

※2「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)による支援(令和7年度補正予算案)

※3「みらいエコ住宅2026事業」(国土交通省分)による支援(令和7年度補正予算案)

※4 ①①、③及び②については、補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降にリフォーム工事に着手したもの、①②については、補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に対象工事に着手したものに限る(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。

※5「先進的窓リノベ2026事業」(環境省)を併用する場合については①③)開口部の断熱改修、「給湯省エネ2026事業」(経済省)及び「賃貸集合給湯省エネ2026事業」(経済省)を併用する場合については①③)のエコ住宅設備の設置として扱う。

※6 製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること(ただし、企業の規模等による)など

※7 「リフォーム前の省エネ性能」と「リフォーム後の省エネ性能」に応じた改修部位や設備の組合せをあらかじめ指定・公表する。

### 緊急告知!!

## 2026年度版“住宅省エネCP(先進的窓リノベ・国交省支援事業) 速報セミナー開催!

・日時：2025年 12月 ~制度概要が公表され次第、開催します。

・開催方法：オンライン形式 ~URL、定員などは開催日決定と合わせてご連絡いたします。

・内容：次年度版補助事業の概要と変更点 / 対象予定製品の先行情報 など



## 環境省公表資料

### 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度補正予算（案） 112,500百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

#### 1. 事業目的

- 2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

#### 2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO<sub>2</sub>化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

- 補助額：工事内容に応じて定額
- 対象：住宅及び一部の非住建建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- 要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件※を満たすもの等

※要件の一例（企業の規模等による）

製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

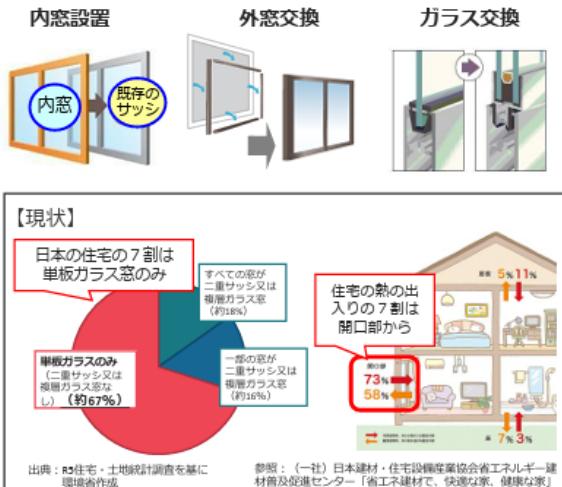
#### 3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助事業
■補助対象	住宅の所有者、民間事業者及び団体等
■実施期間	令和7年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話：0570-028-341

#### 4. 補助事業対象の例



## 国交省・環境省公表資料

### みらいエコ住宅2026事業(Me住宅2026)の概要

令和7年度補正予算案:2,050億円 ※GX経済移行費を含む。

#### 1 制度の目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、「ZEH水準住宅」や「長期優良住宅」の新築、特に高い省エネ性能等を有する「GX志向型住宅」の新築及び省エネ改修等への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資の下支えを行う。

#### 2 補助対象

補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事着手したもの（新築の場合は基礎工事に着手、リフォームの場合はリフォーム工事に着手）に限る。

住宅※1の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)		
対象世帯	対象住宅	補助額 ( <sup>①</sup> は1~4地域)
すべての世帯	GX志向型住宅※3	110万円/戸（125万円/戸）
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	長期優良住宅※3.4 「古家の除却を行う場合※5	75万円/戸（80万円/戸）
	ZEH水準住宅※3.4 「古家の除却を行う場合※5	35万円/戸（40万円/戸）
		55万円/戸（60万円/戸）
各対象住宅の要件	GX志向型住宅※6	長期優良住宅・ZEH水準住宅
断熱性能	等級6以上	等級5以上
一次エネルギー 再エネを除く	35%以上(一次エネ等級8)	20%以上(一次エネ等級6以上)
消費量の削減率 再エネを含む	原則100%以上※7	
高度エネルギーマネジメント HEMS※8の設置等		

※1: 対象となる住戸の床面積は500m<sup>2</sup>以上240m<sup>2</sup>以下とする。

※2: 以下の住戸は、原則対象外とする。

- 「土砂災害特別警戒区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住戸
- 「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害ヒヤドローン」「災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域」内で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は戸数は2戸以上で規模1,000m<sup>2</sup>超の開発によるもので、都市再生特別指針法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住戸
- 「市街化調整区域外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)」かつ「災害危険区域」に立地する住戸
- 「市街化調整区域外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)」かつ「災害危険区域」に立地する住戸

※3: GX志向型住宅は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※4: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※5: 住宅の改修等にあわせ、建替前居住していた住戸など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

※6: 建築事業者がGXの促進に対する協力を図るために、温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加などすることとする。

※7: 戸建住宅、共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅(立地)】		【共同住宅(階数)】		
右記以外の地域	寒冷地 又は、亜熱帯地 又は、多雪地域	1~3	4~5	6以上
100%以上	75%以上	要件なし	75%以上	50%以上

※8: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

#### 既存住宅※9のリフォーム※10

対象住宅※11	改修工事	補助上限額※12
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限：100万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限：50万円/戸

#### 補助対象工事

必須工事	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※13
附帯工事※14	子育て対応改修、バリアフリー改修等

※9: 賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。

※10: 先進的窓リペア事業、「給湯器等事業」及び「賃貸営業省エネ事業」（これらを総称して「連携事業」という。）とのリンクスループ対応の実施を予定している。

※11: 平成4年基準を満たさないものとは平成3年以前に建築された住宅など、「平成11年基準を満たさないもの」とは平成10年以前に建築された住宅などが該当する。

※12: 補助額は(1)工事内容例(2)と(3)の合算額。

※13: 「リフター前の省エネ性能」とリフォーム後の省エネ性能に応じた改修部位や設備の組合せをあらかじめ指定・公表する。

※14: 補助対象となるのは必須工事を行う場合に限る。なお、連携事業は必須工事とみなす。

#### 必須工事のパターン(例)

